

税務署から申請却下、審査請求で争いも

コロナが理由の申告期限延長、画一的な取扱いが行われず

新型コロナウイルス感染症の影響も収まり、現在は、通常の生活が戻っているが、新型コロナが猛威を振るい始めた頃には、緊急事態宣言の発令などもあり、確定申告期限を一律に延長するなどの対応策がなされていた。その後も納税者自身や顧問税理士がコロナに感染したことなどにより、期限までに申告や納付ができないといった状況があることから、個別指定による期限延長が認められていた。当時は、多くの納税者が新型コロナの影響により、申告期限等を延長していたが、期限延長申請したすべてについて申請が許可されていたわけではない。例えば、単に税理士が新型コロナに感染したなどの事情をもって「災害その他やむを得ない理由」（通則法11条）に該当するとの画一的な取扱いがなされてはならず、期限延長申請が却下された事案も見受けられる。新型コロナの影響による期限延長申請は認められて当然との意見もあるが、税務当局では、納税者が思う以上に内容を吟味した上で適切に審査が行われている印象だ。今後、災害や新たなウイルス感染症等により申告期限を延長することがあるかもしれないが、その際には十分に留意しておいた方がよい点といえよう。

税理士の感染など、やむを得ない理由があれば期限延長が可能だが

国税庁は、新型コロナの影響により、期限までに申告・納付等を行うことができないと認められるやむを得ない理由がある場合には、納税者が所轄税務署長に「災害による申告、納付等の期限延長申請書」を申請し、その承認を受けることにより、その理由がやんだ日から2か月以内の範囲で個別指定による期限延長が認められるとしていた。当然、申告期限を延長するには“やむを得ない理由”が必要となるわけだが、納税者又は税務代理等を行う税理士等が感染するなど、新型コロナの影響により申告書や決算書類などの国税の申告・納付等の手続に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合には、個別指定による期限延長が認められるとしていた。ただし、単に

新型コロナに感染しただけでの理由では申告期限の延長が認められたわけではなく、なかには税務署長への期限延長申請が却下されている事案もある。実際、審査請求でその可否が争われた事案もあり、以下、2事案について紹介することとする。

税理士事務所閉鎖までの事実なし

1件目に紹介する事案は、請求人の顧問税理士事務所の職員が新型コロナに感染したため、申告等の期限延長申請を行ったものの、却下されるとともに、申告期限までに確定申告書を提出しなかったことから65万円の青色申告特別控除も認められなかったというものである（東裁（所）令5-129）。

請求人は、税理士事務所の職員が新型コロナに感染し、医療機関から外出自粛の要請を